

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 3 月 定 例 会 ——

平成19年3月27日（火）

開 催 日 時 平成19年3月27日（金） 午後2時00分～午後4時04分  
開 催 場 所 市役所5階505会議室  
出 席 委 員 堀内敏宏委員長  
小池貞雄委員長職務代理者  
伊藤文代委員  
吉田昌子委員  
坂井康宣教育長  
説明のための出席者 昼間守仁教育部長  
大橋直子教育部理事兼指導課長  
阿部和生教育庶務課長  
中澤史充学務課長  
諸井康次学務課長補佐  
市川清学校給食センター所長  
有川知樹指導課長補佐  
有馬哲雄生涯学習推進課長  
阿部裕生涯学習推進課長補佐  
大沼卓郎体育課長  
島林正美公民館長  
蛭田廣一図書館長  
仙北谷仁策指導主事  
書 記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任  
傍 聴 者 0名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○堀内委員長

ただいまから教育委員会3月定例会を開催いたします。

はじめに、小平市教育委員会会議規則第3条第4項に基づきまして、議題を日程に追加いたします。追加の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

（署名委員）

○堀内委員長

次に、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、伊藤委員及び私、堀内でございます。  
では、議題に入ります。

#### (教育長報告事項)

##### ○堀内委員長

はじめに、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（１）市議会３月定例会一般質問等について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

##### ○坂井教育長

教育長報告事項（１）「市議会３月定例会一般質問等について」、報告いたします。資料No.1を  
ごらんください。

市議会３月定例会におきましては、２月２８日から３月２日までの３日間に一般質問がございました。

一般質問は２０人の議員から５２件の質問が出され、うち、教育委員会に関連し、私が答弁を行ったものが１６件でございます。

これらにつきましては、資料に載せてありますのでごらんください。

また、生活文教委員会につきましては、３月１２日に開催されましたが、教育委員会に関する事案はございませんでした。

なお、先の教育委員会で議決いただいた案件の関係では、平成１９年度当初予算につきましては３月５日から７日までの一般会計予算特別委員会、平成１８年度補正予算につきましては同月９日の総務委員会の審査を経て、昨日２６日の本会議最終日にて可決されました。

なお、昨日の本会議におきまして、教育委員会に係る緊急質問がございました。

その詳細につきましては、昼間教育部長から説明させます。

##### ○堀内委員長

昼間教育部長、お願いします。

##### ○昼間教育部長

それでは、平成１９年３月市議会の最終日、昨日３月２６日（月）に行われました緊急質問の内容等につきまして、その経過と概要を報告申し上げます。

今回の市議会における緊急質問につきましては、さる３月１９日（月）の市議会の各会派幹事長による幹事長会議におきまして、緑・ネットの苗村洋子幹事長より、理事者に対してはじめて本件にかかる質問が出され、翌日の議会運営委員会において、３月２６日（月）の市議会最終日の中で、緊急質問を行うことが決まったものでございます。

本質問の通告は３月２３日（金）に、緑・ネットの苗村洋子議員及び日本共産党小平市議団の

西克彦議員のお二人より出され、この通告を受けまして、昨日3月26日（月）の3月市議会最終日の議事日程の中で行われました。

なお、苗村洋子議員の質問では約35分間、西克彦議員の質問は約40分間にわたり、質問及び答弁がなされました。また、いずれの答弁についても、すべて坂井教育長が行いました。

さらに、この質問を通告される前には、この2つの会派より本件にかかる非公式な事情説明の要請があり、3月19日（月）の午後に概要等の説明を行っております。

本質問の具体的な内容及び答弁内容につきましては、資料No.1の追加を御参照いただきたいと思います。

まず質問内容については、大きくは、2つの会派ともに、本件にかかる配布に至る経過、市教育委員会との関連又は関与について、それに対する教育長の見解等で行いました。さらに、苗村議員については、市教育委員会による配布物の回収の意思について、また西議員の質問につきましては、本件配布について公職選挙法及び地方公務員法との関係について、それぞれ言及がなされております。

本質問に対する答弁の内容につきましては、本件に関する客観的な事実を時系列に経過として答弁申し上げ、また市教育委員会としては取りまとめについては便宜上事務を代理したことに過ぎないこと、市教育委員会の基本的な見解としては、本件について懸念はしたが特に問題はないことに加えまして、本配布物の回収の意思はないこと、さらに法に抵触するとは考えていないことなどについて、答弁申し上げたところでございます。

以上でございます。

#### ○堀内委員長

ありがとうございました。

続いて、教育長報告事項（2）小平市立小学校の臨時休業について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

#### ○坂井教育長

教育長報告事項（2）小平市立小学校の臨時休業について、報告いたします。資料はございません。

小平第一小学校において、2月22日に嘔吐や下痢などの症状に伴う欠席児童が発生したため、臨時休業を措置したので報告いたします。

3年1組において、在籍数37人に対して、欠席23人、患者数22人の状況になったことから、多摩小平保健所と協議の上、12月22日の第6校時と翌日の23日金曜日について、休業を措置し、様子を見ることにしました。

臨時休業につきましては、週末で回復したことから、2月26日の月曜日から平常どおり授業を実施いたしました。

なお、予防や消毒などの対応につきましては、保健所から直接指導を受けながら対策を講じた

ところでございます。

また、感染菌を調査するために、保健所で検便検査を実施したところ、3検体中2検体から「ノロウイルス」の陽性反応が検出されたとの連絡を受けたところです。

なお、感染の原因を特定することは困難であるとのことですが、学校全体に発生していないことから、給食が原因ではなく、他からの感染と考えられるとのことでございます。

教育委員会といたしましては、各学校に対して、改めて感染性胃腸炎に関する予防や嘔吐物の処置の方法について通知するとともに、各ご家庭にも適切な対応を図っていただくことについて、お知らせするように依頼したところでございます。

以上でございます。

#### ○堀内委員長

ありがとうございました。

続いて、教育長報告事項（3）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

#### ○坂井教育長

教育長報告事項（3）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、報告いたします。資料No.2をごらんください。

平成19年3月22日現在の市内公立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で9校、延べ20学級、中学校で3校、延べ7学級の学級閉鎖を措置いたしました。

なお、昨年の同時期における臨時休業は、小学校で11校、延べ25クラス、中学校では2校、延べ4クラスでございました。

また、各学校には、東京都と小平市の学級閉鎖の情報を提供するとともに、引き続き、インフルエンザの予防の指導として、十分な栄養と休養をとり、手洗い、うがいの励行等について通知し、対策の徹底を図っているところでございます。

以上でございます。

#### ○堀内委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（4）平成19年度中学校給食実施計画について。坂井教育長から御説明をお願いします。

#### ○坂井教育長

教育長報告事項（4）平成19年度中学校給食実施計画について、報告いたします。資料No.3をごらんください。

平成19年度も昨年度と同様の、1食あたり280円で給食を提供いたします。生徒一人あた

りの平均年間給食回数は、182回を予定しております。最高予定回数は190回、最低予定回数は176回となっております。

以上でございます。

#### ○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（5）平成19年度小平市の特別支援教育推進の大綱について。坂井教育長から御説明をお願いします。

#### ○坂井教育長

教育長報告事項（5）平成19年度小平市の特別支援教育推進の大綱について、報告いたします。資料No.4をごらんください。

この大綱は、本年4月から本格的に始まる特別支援教育の小平市における基本的な考え方及び具体的な取組を示したものでございます。

はじめに、基本的な考え方として9点挙げております。

1点目の「通常の学級における支援の原則」は、軽度発達障害の児童・生徒が指導と支援を受ける場合は、原則として通常の学級であるということでございます。

2点目は1点目を受け、「各学校における研修を原則」とする、ということでございます。

3点目は、固定及び通級の特別支援学級は、その専門性を生かし、非設置校の支援を行っていくというものでございます。

4点目及び5点目は「知的障害学級の機能の維持」及び「特別支援学校の支援の活用」でございます。

6点目の副籍制度は、特別支援学校の児童・生徒が居住地の学校に副次的に籍を置き、交流及び理解教育活動を推進していくというものでございます。

7点目の「関係機関との連携の強化」については、発達障害の児童・生徒を支援していくためには、学齢期だけでなく、就学前後においても支援情報の伝達など支援の連続性が必要となるため、庁内の関係各課及び外部関係機関との連携を強化し、総合的な支援体制の構築を図るものでございます。

8点目は特別支援教育を推進するための「体制整備・環境整備」でございます。

9点目は「市民への情報提供及び保護者の参加」でございます。

次に、特別支援教育推進に関する平成19年度の具体的な取組についてでございますが、大きく6点ございます。

1点目の「研修」は、原則として各学校で行い、そのほか、管理職やコーディネーター、スクールカウンセラーなどにも研修を実施いたします。

2点目の「巡回相談」は、来年度は、平成18年度の成果と課題を踏まえ、充実を図ってまいります。

3点目の「専門家委員会の設置」は、特別支援教育の推進状況について協議するために設置いたします。

4点目の「推進組織」の整備は、特別支援教育推進のための組織として、学校内外の体制整備を行うものでございます。

5点目の「学生ボランティアの活用」については、現在も活用されている学生ボランティアを「特別支援ボランティア」として位置づけ、さらなる活用を図ってまいります。

6点目の「理解・啓発活動」は、特別支援教育を円滑に実施するために、説明会、ホームページ等により発達障害に対する保護者や市民への理解・啓発活動を行うものでございます。

なお、特別支援教育につきましては、昨年7月に設置された「小平市立小・中学校における軽度発達障害の児童・生徒への支援のあり方検討委員会」においても継続的に議論されており、5月以降に出される予定の報告書及びこの大綱に基づき、来年度から個々の取組を行っていく予定でございます。

以上でございます。

#### ○堀内委員長

ありがとうございました。

続いて、教育長報告事項（6）小平市平櫛田中彫刻美術館「わくわく体験美術館ウィーク」の実施（継続）について。坂井教育長から御説明をお願いします。

#### ○坂井教育長

教育長報告事項（6）小平市平櫛田中彫刻美術館「わくわく体験美術館ウィーク」の実施（継続）について、報告いたします。資料No.5をごらんください。

次世代を担う小・中学生には、彫刻などの芸術にもっと親しんでもらう必要があると考えておりますことから、そのための事業の一つとして、平成18年度から、期間を定めて小・中学生の観覧料を免除し、美術に親しむ機会を提供する「わくわく体験美術館ウィーク」を開催しております。

開催期間中の実績といたしましては、平成17年度の92人に対し、平成18年度は86%増の171人の子どもたちが来館しております。

この事業について、小・中学生向け教育普及活動をさらに充実させる意味から、平成19年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。

開催期間でございますが、第1期はこどもの日を中心とするゴールデンウィークの4月28日（土）から5月6日（日）まで、第2期は小・中学生の夏休みの7月21日（土）から9月2日（日）まで、第3期は東京都教育の日及び文化の日を中心とする10月27日（土）から11月11日（日）までの約2週間に行います。

なお観覧料の免除は、小平市平櫛田中彫刻美術館条例第6条第2項、同施行規則第3条の規定に基づき行うものでございます。

以上でございます。

**○堀内委員長**

ありがとうございました。

続いては、教育長報告事項（6）寄附の受領についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

**○坂井教育長**

教育長報告事項（7）寄附の受領について、報告いたします。資料No.6をごらんください。

〔Ⅰ〕は、田中國明様から、マンガ「心の授業」全4巻、5,200円相当を、小平市教育委員会への御寄附でございます。

〔Ⅱ〕は、望月公二様から、ブルーベリーの苗木32本、35,000円相当を、小平市立小学校16校への御寄附でございます。

〔Ⅲ〕は、大和希様から、ビデオテープレコーダー1台、3,000円相当を、学園東小学校物品としての御寄附でございます。

〔Ⅳ〕は、羽鳥富三様から、拡大読書器一式、50,000円相当を、花小金井図書館物品としての御寄附でございます。

〔Ⅴ〕は、青梅信用金庫様から、小平市育英基金への指定寄附として、金30万円の御寄附でございます。それぞれ有効に活用させていただきます。

以上でございます。

**○堀内委員長**

ありがとうございました。

続きまして、教育長報告事項（6）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

**○坂井教育長**

教育長報告事項（8）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、報告いたします。

前回の報告以降に決定したものは、資料No.7のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

**○堀内委員長**

阿部教育庶務課長、お願いします。

**○阿部教育庶務課長**

それでは、本日報告いたしますのは、9件でございます。



はじめに、受付番号（８８）。事業名、家庭教育講演会。主催団体、小平家庭教育研究会、小平明るい社会をつくる会。実施期日、平成１９年６月９日。会場、ルネこだいら中ホールでございます。今回初の承認で、講演「親でなければできない教育」が開催されます。入場は無料でございます。

次に、受付番号（８９）。事業名、平成１９年度一橋大学春季公開講座。主催団体、国立大学法人一橋大学。実施期日、平成１９年５月１９日～６月１６日、毎週土曜日の計５回。会場、一橋大学国立キャンパスでございます。毎年承認しており、講習料は６，２００円、各講座５回分でございます。

次に、受付番号（９０）。事業名、第３回ユネスコセミナー。主催団体、小平ユネスコ協会。実施期日、平成１９年５月１２日。会場、ルネこだいらレセプションホールでございます。毎年承認しており、入場は無料でございます。

次に、受付番号（９１）。事業名、家庭をよくする生きる力をはぐくむ。主催団体、家庭倫理の会武蔵野。実施期日、平成１９年４月１５日。会場、国分寺市立いずみホールでございます。昨年１２月に承認しており、入場は無料でございます。

次に、受付番号（９２）。事業名、親子でいっしょにテニススクール。主催団体、東京小平ロータリークラブ。実施期日、平成１９年４月３０日。会場、フェアリーテニスフォーラムでございます。毎年使用承認している「親子でいっしょに」のシリーズで、参加費は無料でございます。

次に、受付番号（９３）。事業名、拉致被害者写真展・講演会。主催団体は、拉致被害者を救出する会・小平。実施期日は、平成１９年３月３１日。会場、小平中央公民館２Ｆホールでございます。今回初の承認で、拉致被害者救出のための写真展、及び講演会が開催されます。参加費は５００円でございます。

次に、受付番号（９４）。事業名、第９回チャリティ古本市。主催団体、小平図書館友の会。実施期日、平成１９年５月１９日～５月２０日。会場、小平中央公民館ギャラリーでございます。毎年承認しており、今年で９回目となります。

次に、受付番号（９５）。事業名、第１４回こどもまつり。主催団体、小平こども劇場。実施期日、平成１９年５月２０日。会場、小金井公園つつじ山広場でございます。毎年承認しており、参加費は無料でございます。

終わりに、受付番号（９６）。事業名、東京農工大学管弦楽団サマーコンサート。主催団体、東京農工大学管弦楽団。実施期日、平成１９年６月３０日。会場、ルネこだいら大ホールでございます。今回初の承認で、内容は、市民の皆様にも音楽の楽しさを伝え、音楽の発展と振興に寄与するための場として演奏会を開催するというものです。参加費は無料でございます。

以上でございます。

## ○堀内委員長

ありがとうございました。

続いて、教育長報告事項（９）事故報告Ⅰ（２月分）について。坂井教育長から御説明をお願い

いたします。

#### ○坂井教育長

2月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.8のとおりでございます。  
詳細につきましては、大橋教育部理事より説明させます。

#### ○堀内委員長

大橋教育部理事、お願いします。

#### ○大橋教育部理事

事故報告、2月分です。

はじめに、交通事故についてです。管理下の交通事故が1件ありました。

①小学校4年女子が、下校中、道路を後ろ向きに歩いていたところ、タクシーに接触、転倒し、左足首を捻挫したというものです。

次は、一般事故についてです。管理下の事故が小学校で14件、中学校で1件ありました。

登下校時の事故としましては、①小学校1年女子が、登校中、道路の段差につまずいて転倒し、額に切り傷を負ったというものです。

②小学校2年男子が、下校中、道路の段差につまずいて転倒し、眼鏡のフレームで右眉の上に切り傷を負ったというものです。

小学校の休み時間、放課後等の事故としましては、③小学校6年女子が、休み時間中、バスケットボールが右手親指に当たり、骨折をしたというものです。

④小学校5年男子が、休み時間中、他の児童とふざけていて、相手の腕をよけようとしたところ、顔を壁にぶつけて、前歯を打撲したというものです。

⑤小学校3年男子が、休み時間中、廊下を走っていて、他の児童とぶつかり、上唇を切ったというものです。

⑥小学校1年男子が、給食後の片付けのとき、他の児童がぶつかり、弾みで口の左側を机の角にぶつけ、切り傷を負ったというものです。

⑦小学校4年女子が、放課後廊下で他の児童とぶつかり、服のファスナーで右まぶたを切り、目を軽く打撲したというものです。

次は授業中の事故です。

⑧小学校5年男子が、体育の授業中、近くからけられたサッカーボールが左手親指に当たり、骨折をしたというものです。

⑨小学校4年男子が、体育の授業中、走り高跳びの着地に失敗して、左足の甲を捻挫したというものです。

⑩小学校4年男子が、体育の授業中、走り高跳びで着地の際にバーを踏んで、右足首を捻挫したというものです。

⑪小学校5年女子が、体育の授業中、バスケットボールが当たって、右手小指を痛めたというものです。

⑫小学校2年男子が、生活科の授業中、たこ揚げをしていて、他の児童とぶつかり、脳震盪を起こしたというものです。これは救急車で搬送されました。

⑬小学校6年男子が、体育の授業中、サッカーの試合をしていて転倒し、ひざに切り傷を負ったというものです。

次は、行事等の事故です。

⑭小学校6年男子が、中学校の体験入学で、陸上部でハードルをしていたところ、つまずいて転倒し、左足の甲を痛めたというものです。

次は中学校の事故です。

授業中の事故としましては、⑮中学校1年男子が、体育の授業中、柔道の試合をしていて、右足親指を畳に打撲し、骨折したというものです。

⑯中学校3年男子が、体育の授業中、バスケットボールが左手小指にぶつかり、脱臼したというものです。

⑰中学校2年男子が、体育の授業中、準備運動後に突然倒れ、あごと顔を打撲したというものです。これは救急車で病院に搬送されました。原因は不明です。現在は転倒時のけがも完治し、普通に登校しているということです。

⑱中学校2年女子が、美術の授業中、誤って左手中指を彫刻刀で切ったというものです。

管理外の事故としましては、⑲中学校1年男子が、バスケットボールをして遊んでいて転倒し、左手首を骨折したというものです。

2月の事故で救急車を要請したものが2件、骨折が4件ありました。

以上です。

## ○堀内委員長

ありがとうございました。

次の議題でございますが、教育長報告事項（10）事故報告Ⅱ、平成19年度2月の分ですね、それから追加された議題、報告事項（11）、これは小平市立中学校生徒にかかわる事件、いじめ事件として報道されたものでありますが、それと議案第58号から第65号までにつきましては、人事案件あるいは個人のプライバシーを含んだ内容になっております。

後ほどお諮りいたしますが、これらにつきましては、非公開で扱いたいと存じます。

したがって、（10）及び（11）を除く、教育長報告事項につきまして、御質問、御意見等がありましたら、お出しいただきたいと思います。

いかがでございましょうか。

## ○伊藤委員

特別支援教育推進の大綱に関連して、現在小平市の小・中学校で言語、知的障害が伴わない自

閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、それからLD、ADHDの障害を持った児童・生徒の数は何%になるのか。それからもう一つ、この一年間で新たに障害と診断された数はどのくらいあるのかということ、伺いたいと思います。今年度の数が把握できないようでしたら、昨年度でも結構です。

### ○大橋教育部理事

パーセントですけれども、これについては正確には把握していません。といいますのは、平成15年度に国及び都の調査がありまして、東京都としては4.9%という数が出ています。小平市もそれに近い数字でした。それ以後、具体的に毎年何%という形では数は把握していません。医師の診断を受けて正式にこういう障害であると言われた子どももいれば、そうではなくて担任及び学校の感覚として障害があるのではないかというような形での捉えもございます。きちんと把握しにくいという状況でございますので、具体的に何人という数は把握はできていませんが、およそ4.6%から4.9%くらいの間だろうということで捉えております。

### ○伊藤委員

それで、同じく特別支援教育の大綱に関連しまして、先月、検討委員会の報告の原案をいただきましたが、今回のこの大綱は原案からくみ取られたような感じもあって、非常に期待できるものだと思います。

そこで6番の理解・啓発活動のところ、お願いといいたし、期待したいところがございます。まず昨年も啓発のための講演会をルネこだいらでしたところ、地域保護者が500人くらい集まったということで、その働きかけもよくできていたのではないかと思います。さらにそういった働きかけを進めていただきたい。特に学校支援ボランティアが小平では非常に大勢入ってきていますが、学習支援のボランティアにはもちろんこういったことの研修なりはあるでしょうけども、違う分野で入っているボランティアに対しても、この軽度発達障害、その他の障害についての理解・啓発活動をしていっていただきたいと思います。それが一つ。

それから2番目に、なかなか気づきにくい障害だということも聞いておりますが、他者から指摘されるよりも、やはり親御さんが子どもの障害に気づいてカウンセリングを受けたり、医療機関に相談したり、あるいはまずは学校に相談をするというスタートが一番望ましいかと思います。難しいことではあります。

それで、ここにも保護者等へのPRなどありますけれども、就学前のオリエンテーション、それから各学校での学校説明会、それから各学年の保護者会などを通して、一方で道徳的、規範意識を身につける、家庭のしつけということもお願いしながら、子どもたちの学習や行動を見て、何か障害に結びつくものではないかということを感じたら相談するよという、きっかけになるような、その知識を専門家のアドバイスを受けて、実例も挙げながら保護者に伝えていっていただけたらいいと思います。

それから、最後に、障害を持っている児童・生徒と、障害を持っていない児童・生徒が同じ教

室で教育を受けるわけですが、一方では他者に対する思いやりとか、そういう教育を受けていくわけですが、この軽度発達障害を持ったお子さんというのは、ソーシャルスキルにおいて障害があるわけですから、規範意識や道徳的観念から図るとまったく違った理解をしなくてはいけなくなるわけです。低学年は無理かもしれませんが、中・高学年、中学生に対しては障害に対する勉強というのでしょうか、そういう教育ということも一つの課題になっていくのではないかと思います。その辺も今後の課題としてお願いしたいと思います。

以上です。

#### ○堀内委員長

ありがとうございました。

何か追加で御説明いただくことはありましようか。

#### ○大橋教育部理事

保護者、市民への理解・啓発ということですが、平成17年度、平成18年度の2年間、「教育委員会だより」に、特別支援教育ということで、シリーズですべて掲載してきています。これは来年度以降も続けていこうと考えています。

また、さまざまな研修会への保護者等への参加も促していきたいと、今考えているところでございます。

また、学校によっては、特に心身障害学級設置校で、学校独自に説明会を開いているという例も聞いておりますので、そういったノウハウを他の学校でも取り入れていきたいと考えているところでございます。

それから、障害のない子どもたちへの啓発ということも、非常に大事な点になると思っております。従来から総合的な学習の時間の中の福祉というジャンルで実施してきていますが、今後、意識的に道徳や総合的な学習の時間の中で取り上げていきたいと考えているところで、また学校の方に指導、助言していきたいと考えております。

以上です。

#### ○堀内委員長

この特別支援教育についてはこれまで準備を重ねていただいて、来年度から本格実施ということになるわけですが、従来ですと問題を抱えた子どもさんというのは、できるだけ専門的な知識を持った人の目の届くところで、手厚い見守りをしながら指導するという方向で固定学級というものがあったわけですが、軽度発達障害等、そういうところまでには至らないお子さんもかなり普通の学級にいらっしやると。そのためにどうやって目を届かせるか、指導していくかという部分でいろいろと御苦労があって、いわゆるノーマライゼーションというのでしょうか、普通のところの環境の中で子どもたちを教育していくという理念に沿って、この特別支援というアイデアが出てきたんだと思います。

ただ、これはそれぞれの、普通の学級を持っている先生方に見てみると、いろんな専門的な知識の吸収を含めて、なかなか大変なことでもあろうかと思っておりますので、その目的の両面を担うなら、実態に無理が余りかからないことも期待しつつ、この特別支援教育の推進が実現することを期待しております。どうぞ、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

特別支援関係はよろしゅうございませうか。

ほかにかがでせうか。

### ○吉田委員

資料No.5に、「わくわく体験美術館ウィーク」というのがあります。これを見ておると、平櫛田中彫刻美術館、このすばらしいものがあるにもかかわらず、小・中学生の入館者数というものが、資料によりますと、152人程度ということになっておると。非常に少ないという感じを受けます。

それで、これはあくまでも案でございませうが、各学校において、6年間の内に、必ず一度は学年で地元のすばらしい美術館を訪れるというような計画はなされないうものでせうか。かがでせうか。

### ○有馬生涯学習推進課長

非常に有意義なご意見をいただきました。金沢にありませう21世紀美術館、これが2年くらい前でせうか、開館しませう、金沢市内の子どもたちに、小・中学校のいずれかのうちに1回は来てくれというプロジェクトがあります。これは教育委員会が指令を出してやりませう、何万人という子どもたちが来ておるといふ、そういう美術館もありませう。

ところが、小平市内の小・中学校は、各地域に散らばってございませうが、ちょっと問題なのは美術館に駐車場がないということなんですね。工夫すれば近くの小学校ですとか、そういうところも可能なんですね、今のところはなかなか学校単位でというところにはなっておりませう。逆に私どもから学校に出て行くとか、出前授業なんかも工夫すればできるということ、去年も1校授業をやったんですね。そういうことも含めて、何らかの工夫をしながら子どもたちを引き込んでいきたいと考えておるといふので、研究してまいりたいと思ひます。

### ○堀内委員長

ありがとうございます。

そのほかにかがでせうか。

それでは一つ、議会関連で確認させていただきたいんですが、これは昨日の議会最終日の緊急質問で出ました、先ほど昼間教育部長から御説明がありました配布物の件です。これについては、来月予定される小平市議会議員選挙に影響するおそれもあるとして、一部会派から質問が出たと聞いておるといふが、教育委員会の見解としては、配布に至る経緯から見て法律に抵触するものでなく、回収の必要もないと判断したということですね。その点を確認しておきたいんですが、いか

がでしょうか。

**○阿部教育庶務課長**

今の委員長のおっしゃった件につきましては、ある教育関係の新聞が昨年末からの企画に基づきまして、2月8日に座談会を行ない、その特集号が新聞社から3月5日から15日頃までにかけて、まず各学校に配布されました。そして3月19日までの段階で小・中学校、計13校、5,040部の配布が保護者等へ行われました。

公職選挙法等の関係につきましては、選挙前の時期でもあり、座談会の内容等から判断しましても、法律に触れるとは考えておりません。

以上でございます。

**○堀内委員長**

わかりました。

時系列的に考えて、また内容的にも心配はないということで確認をさせていただきたいと思えます。

**○坂井教育長**

ちょっと補足させてください。

座談会に出られた方が支持者を集めて今回の市議選に立候補の決意を明かされたのは3月17日と伺っております。

**○堀内委員長**

わかりました。

そのほかいかがでございますでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

ーなしの声ありー

**○堀内委員長**

それでは、教育長報告事項（10）及び（11）を除いて、教育長報告事項を終了いたします。

（議案）

**○堀内委員長**

つぎに、議案を審議いたします。

議案第56号、平成19年度小平市教育委員会の教育目標及び基本的な考え方について。坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

## ○坂井教育長

議案第56号、平成19年度小平市教育委員会の教育目標及び基本的な考え方について、説明いたします。

本案は、平成19年度小平市教育委員会の教育目標及び基本的な考え方を改正するものでございます。

従来のもとの変更点等につきましては、大橋教育部理事及び昼間教育部長から説明させます。

## ○堀内委員長

大橋教育部理事、お願いします。

## ○大橋教育部理事

平成19年度の教育委員会の教育目標、基本的な考え方、学校教育にかかわる部分の施策の方向点等につきまして説明をさせていただきます。

はじめに改定するにあたっての基本的な考え方をお話ししたいと思います。

教育の役割は何かということを考えたときに、子どもたちが目標に向かって努力し、自己実現していくための力を身につけさせること。それから次代の社会の発展を担う力を身につけさせること。これが教育の役割であると考えています。しかし現在の教育の現状につきましては、学力の低下傾向、社会の一員としての基本的な決まり、規範意識のなさ、教職員の資質の向上等、さまざまな課題が指摘されています。まずこうした教育の課題を解決につなげるような、そういう教育目標にしたいと考えました。

さらに2点目は、教育をめぐる課題解決を目指して、新しい教育基本法が昨年12月22日に改正され施行されています。この新しい教育基本法の理念を盛り込みたいと考えました。

また、3点目は、この2月8日に東京都教育委員会の基本方針の一部が改定されました。主な改定点は家庭・学校・地域の教育力の向上、それを総合的な教育力と言っていますが、家庭・学校・地域の教育力の向上、それから自立的な改革を進めている学校への支援、学校経営を支える体制の強化を推進するという点が改定点になっています。こういった動向を踏まえて、今回、小平市の教育委員会の教育目標等を一部改正しました。

小平市教育委員会はこれまでも、子どもたちが家庭・学校・地域の連携のもとに知性・感性・道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願ってさまざまな施策を推進してきました。これまでの取組の成果と、この時代状況を十分に踏まえて、また都の教育目標の変更点等を視野に入れて、次年度の教育目標や基本的な考え方等を、次のように変更したいと考えています。

はじめに、教育目標と基本的な考え方という部分についてです。

先ほどお話ししましたが、12月22日より新しい教育基本法が施行されています。そこで本市の教育目標の前文の冒頭の部分に、新しい教育基本法第一条、教育の目的という部分を引用し



て入れました。下線を読みますと、教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。この部分が新しい教育基本法の第一条の教育の目的という部分で、それと同じ文章になっています。

次に四角囲みのところですが、教育目標の最後の部分に、コミュニティー・スクールの実現に向けて市民の教育への参加を一層推進していくという、その文章を入れました。そこが1ページ目の改定部分です。

次は2ページをごらんください。基本的な考え方の1・2・3・4とあります。基本的な考え方の1のところですが、ここは1そのものは変わっていないのですけれども、1の四角囲みの下に、【 】で施策の方向を入れました。施策の方向というタイトルをつけて、それを以下に述べることの位置づけというのを明確にしました。それは1だけではなくて、2・3・4、すべてがそうになっています。

基本的な考え方の1についてですけれども、1の(2)なのですけれども、従来ここは学校・家庭の順番で書かれていたのですが、今回(2)の②は家庭について。③は学校についてという順番にしました。

それから③につきましては、道徳教育の充実を図りという部分に続けまして、道徳的な実践力をはぐくむという一文を入れました。学校教育の充実のみならず、それを基にして道徳的な実践力をはぐくむという結果の部分をつこの文章に入れたということです。

次に(3)です。(3)は生命尊重、それから自然の大切さ等、豊かな情操と道徳心・規範意識を培い、道徳的な実践力をはぐくむという文章にしました。

(4)ですが、(4)は、いじめ、不登校の問題が深刻化する中、その未然防止と迅速な対応に努め、という文言を入れました。さらに本市のあゆみ教室の位置づけや役割を明確にするために、教育支援室という文言を入れました。(4)につきましては、いじめ、不登校の未然防止と迅速な対応というところに力点を置いて直したというところがございます。

それから(5)ですが、従来そこはセーフティ教室の前に非行防止云々の言葉が入っていたのですが、セーフティ教室につきましては、もう全校で実施され、もはや一般的な言葉になってきているというために、その前ぶりのところをカットしまして、セーフティ教室から始まる文章に直しました。

次は基本的な考え方の2というところ。「豊かな個性」、「創造力」の伸長という部分です。四角囲みの中で児童・生徒一人一人が幅広い知識と教養を身につけるという文言を入れました。

それから【施策の方向】の(2)のところですが、一人一人の子ども人間力を育成するという文言を入れました。この人間力という言葉は平成17年10月に出された中教審の答申、「新しい時代の義務教育を創造する」というタイトルで出されました中教審の答申の中で使われている言葉です。その中教審の中ではこのように使われています。「学校の教育力、すなわち学校力を強化し教師力を強化し、それを通じて子どもたちの人間力を豊かに育てることが改革の目標で

ある」ということが書かれていますので、その言葉を引用し、人間力という言葉を入れました。

それから（３）です。（３）のキャリア教育についてです。キャリア教育＝中学校の職場体験というように捉えられがちですが、そうではなくて、キャリア教育は小・中学校を通して行われるべきものであり、勤労を重んずる態度の育成が必要であるということから文言を訂正しました。

（４）ですが、次年度より本格実施されます特別支援教育を意識しまして、各学校において今後の役割が期待されている特別支援教育コーディネーターという名称を明記しました。

次は、（１０）です。（１０）は日本の伝統文化ということなのですが、これは新しい教育基本法の第２条の教育の目標の５の全文です。「伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う教育」ということで、これは新しい教育基本法の第２条の教育の目標という部分に載っているものの全文です。

基本的な考え方の３は社会教育についてなので、また昼間教育部長の方から後でお話があると思います。

次の基本的な考え方の４です。基本的な考え方４の（３）のところをごらんください。

（３）では、教科等の学習に加えまして、クラブ活動、部活動などの一層の充実を目指すという文言を入れました。中学校の部活動というのは教育課程外の活動なのですが、中学生にとっては非常に重要な教育活動であるし、生徒たちも一生懸命行っているということです。その一層の充実を図る意味合いでこの文言を付け足しました。

それから次に学校教育の推進事項という、３つ折りになっているものです。この一覧表になっている学校教育の推進事項につきましては、コミュニティ・スクールや特別支援教育など次年度の新規事業、また次年度本格的に取り組むというようなことも中に入れ、新たに位置づけたということがございます。

特別支援教育の推進のところ、下から３つめの四角ですが、学校支援教育の推進というところで、幼稚園、保育園との連携というのがございますが、これは就学相談のときに幼稚園や保育園の幼児、幼稚園、保育園と連携して小・中学校の特別支援教育が円滑にいくようにということで、幼稚園、保育園との連携という言葉を意識的に入れました。

また特別支援学校となります、小平養護学校、小金井養護学校との連携を今後さらに深めていかなければいけないということで、この推進事項の中に位置づけたということでございます。

以上が学校教育について、でございます。

社会教育につきましては、昼間教育部長から説明いたします。

## ○堀内委員長

昼間教育部長、お願いします。

## ○昼間教育部長

続きまして、「社会教育の推進事項」につきまして、A 3判の新旧対照の資料に沿って、上か

ら順に説明申し上げます。

はじめに、「学習・文化・スポーツ・レクリエーション活動等の機会の拡充強化」の項についてでございます。

従来では、一つ目の中項目「学習・文化活動の振興」に、図書館関連の「資料・情報の提供」を含めておりましたが、新しく一つの中項目として設けております。

また、「平櫛田中彫刻美術館事業の充実」の中では、施策の中から隔年実施のため平成19年度には実施予定のない項目、2つを削り、同彫刻美術館の「友の会の発足」及び「ボランティアの育成」の2つを加えております。

次に、中項目の「スポーツ・レクリエーション活動等の振興」では、項目立ての変更を行っております。

さらに、「社会教育施設の整備・充実」の項の中項目「学習・文化施設の整備・充実」の中からは、実施済みの「平櫛田中彫刻美術館用地購入」を削っております。

また、次のページの「青少年の健全育成・家庭教育支援の推進」の項の中項目、「青少年のための事業の促進」では、「こだいら地域子ども教室の実施」を「放課後子ども教室の実施」に改め、さらに「多摩六都ヤング・ダンスフェスティバルの開催」を加えるほか、従前は「青少年育成」として中項目としていた事項を、こちらに統合しております。

最後に、「地域社会との連携」の中項目の中では、「地域教育サポート・ネット事業」の下に「コーディネーターの養成、拡充」を加え、かつて項目としてございました「地域教育連携推進事項」については削除をさせていただきました。

以上でございます。

## ○堀内委員長

ありがとうございました。

それでは質問に移ります。御質問がありましたお出しください。

## ○小池委員

今の教育目標の件につきまして、若干質問させていただきます。

まず今回のこの教育目標というのは毎年少しずつ進化してまいりまして、非常に具体的でわかりやすくなってきているというふうに思っております。

そこで今回よかったと思いますのは、やはり家庭教育を前面に打ち出してきたという点が、非常に評価できる点ではないかと思えます。

それから、もう一つ、ちょっと気になりましたのは、旧の資料によりますと、ゆとりという言葉を使っていますけれども、今回の新しいものでは、このゆとりという言葉が消えているような気がいたします。そこには何かねらいがあるのかどうか。そこら辺につきまして御説明いただきたいと思えます。

基本的な考え方2の中の2番目ですね。時間的、精神的なゆとりの中でじっくり学びという中

の、今回はゆとりという言葉がないような気がしたのですが。

**○堀内委員長**

暫時休憩いたします。

午後3時01分 休憩

午後3時09分 再開

**○堀内委員長**

休憩を閉じ、再開いたします。

**○大橋教育部理事**

時間的、精神的なゆとりの中でという部分を否定するものではないのですが、ここでは基礎的、基本的な内容を確実に身につける教育を推進し、確かな学力の向上を図るところを強調していくために文言を精査いたしました。

以上でございます。

**○堀内委員長**

はい、いかがでしょうか。

**○小池委員**

ありがとうございました。

それからもう一つ、これは社会教育の方でございますけれども、放課後子ども教室の実施という項目がございますよね。これは現在、たしか小平第四小学校と小平第八小学校だけがやっているように思いますけれども、ほかのところへ広げていくという計画はございますでしょうか。

**○阿部生涯学習推進課長補佐**

東京都に現在申請を出して今のところは精査を待っている段階です。年間240日以上やらなければならないという、当初の考えからハードルが低くなりまして、小平市としては50日以上やってもらえればよいというような、市独自の基準でよいことになりました。現在、小平第四小学校と小平第八小学校以外に、あと3校、小平第六小学校と鈴木小学校と小平第十三小学校、この3校が計画をしております。それで平成19年度から5校でスタートしていくような形になるかと思えます。

その中には、学習アドバイザーを使った学びの場といったものを、小平第六小学校などで考えてございます。

以上でございます。

### ○伊藤委員

基本的な考え方の方で、文言の旧から新への変更にはしかるべき理由や思いがあるのでしょうか、その思いをやはり教育委員会全体として共有する必要があると思いますのでお聞きします。

「子どもたち」という言葉を「児童・生徒」と変更しているところもありますし、変更していないところもあります。それが一点。

それから、基本的な考え方4の(3)で、「開かれた特色ある教育活動を推進していく」が、「推進させていく」になっています。この2点について理由、意思、思いを伺いたいと思います。

### ○大橋教育部理事

「子どもたち」というところと、「児童・生徒」というところを使い分けています。最初は全て児童・生徒に直したのですが、やはり幼児とか、中学校を卒業した後の子どもたち、高校生等も含むところ、特に社会教育の方はそういう部分もございますので、これは使い分けをしているところでございます。

それから4の(3)の「開かれた特色ある教育活動を推進させていく」ということですが、これ先ほどお話をしましたが、事実的な改革を進めている学校への支援というようなことも念頭に置きまして、学校がみずから行うという視点で多少語尾を直したというところがございます。

以上です。

### ○吉田委員

「学習指導の改善、充実」のところですが、ここに新たにティーチングアシスタントの配置、その下に理科支援員の配置といったものがございます。このティーチングアシスタントは、今、学習支援ボランティアとして学生をはじめ多くの方々にご支援いただいているわけですが、それとこのティーチングアシスタントという仕事と違いますか、やることは違うものなのでしょうか。たしかホームページ上でもティーチングアシスタント10名ほど募集というのを見かけてはいましたが。その違いというものを教えていただきたいと思います。

それから、この理科支援員の配置、やはり子どもたちは理科では実験が一番好きだというような話を伺っております。その中で理科の専科の先生一人だと実験もなかなか回数ができない、そこで、この理科支援員というものが非常に重要な役割を担うというふうに思います。この理科支援員は学校に一人ずつ配置されるのでしょうか。

### ○有川指導課長補佐

はじめにティーチングアシスタントの件でございますが、これまでも学校支援ボランティアが、学習指導をはじめさまざまな形で学校の方へ関与し、支援をしてくれているということでございますが、これはやはりあくまでボランティアという位置づけで御協力をいただいていたものでござ

います。今回のこのティーチングアシスタントは、市の教育行政の施策として打ち出したものというものが、まず大きな違いであるかなと認識をしております。

ティーチングアシスタントの要件といたしまして、教員の免許の所有者、または取得見込みの者ということ、まず原則としておりまして、その職務内容といたしましても、授業の補助、それから学力を向上するための個別指導の補助なども含めまして、学級経営の補助なども行っていくということでございます。したがって、ボランティアでというのと、断続性ということもあるかと思いますが、ティーチングアシスタントの場合は計画的に学校の方で配置をしていくというのが、やはり一番大きな違いなのかなと考えております。

それから、次に理科支援員につきましてですが、これは国の理科支援員等配置事業というものを受けた形で実施をしてまいる予定でございます。こちらは新年度の予算の方でも計上をさせていただいているところですが、いずれも限度額がございますので、現在のところ小学校で5、6校程度を選んで、そこに配置をしていくということで考えておりますが、国及び東京都からの詳細の説明が現在のところまだございませんので、その内容等を踏まえながら、今後、実施方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○堀内委員長

ありがとうございました。

そのほか、よろしゅうございましょうか。

#### ○小池委員

では、一つだけ。これは思いつきで誠に申しわけないのですが。

実は家庭教育がかなり重要だということが言われていますが、今「教育委員会だより」というのがございますね。これに、例えば、家庭教育についての専門家のアドバイスみたいなものをシリーズものでずっと出していくなんてということが考えられないかどうか、ちょっと御検討いただけたらと思います。

この「教育委員会だより」というのは家庭まで届きますし、家庭で一番お母さんたちが関心のあるテーマをシリーズで取り上げていくということは、有効ではないかという感じがいたしておりますので、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

#### ○阿部教育庶務課長

「教育委員会だより」については、教育委員会内部で編集委員会を持っております。今の御提案をいただきまして、編集委員会の方で検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

#### ○堀内委員長

ありがとうございました。

ほかに御質問がなければ討論に入りたいと思いますが、いかがでございましょう。

御意見ございますか。

次年度の教育目標は、教育基本法の改正といった環境の変化や、最近の教育課題を踏まえ、大変にわかりやすく具体的であり、特別支援教育の開始、あるいはコミュニティ・スクールの指定といった、本市が次年度から取り組む課題についても具体的に記述され、大変結構だと思っております。

ほかに御意見がなければ討論を終結したいと思います。よろしゅうございますか。

ーなしの声ありー

### ○堀内委員長

それでは、採決を行います。

議案第56号、平成19年度小平市教育委員会の教育目標及び基本的な考え方について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

### ○堀内委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第57号、小平市立小平第六小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについて。坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

### ○坂井教育長

議案第57号、小平市立小平第六小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについて、説明いたします。

このたび、小平市立小平第六小学校長から、学校経営協議会を置く学校として指定を受けたい旨の申請が、別紙資料のとおりございました。

小平第六小学校におきましては、従来から地域と連携した教育活動を実施しており、コミュニティ・スクール導入の土壌ができております。具体的には、以下の4点が挙げられます。

第1に、学校支援ボランティアの導入実績が多いことでございます。平成17年度は、延べ5,142人が同校の学校支援ボランティアとして活動いたしました。

第2に、ボランティアを束ねるコーディネーター部会が組織され、地域参画型の授業や活動を積極的に実施していることでございます。

第3に、地域教育プラットフォーム構想のモデル事業である家庭教育重点支援モデルの中心として、家庭や地域の教育力を総合的に向上させるために各種事業を行っていることでございます。

第4に、平成17・18年度の2年間、文部科学省のコミュニティ・スクール推進事業の調査

研究校として指定を受け、調査・研究を行ってきたこととさせていただきます。

以上のような、小平第六小学校の特徴、これまでの取組から判断いたしまして、小平市におけるコミュニティ・スクール推進の方針に掲げる理念、小平市学校運営協議会規則第3条第1項各号に掲げる事項を達成することができるかと認められるため、小平第六小学校につきまして、学校経営協議会を置く学校として指定を行うものとさせていただきます。

なお、指定の期間につきましては、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間でさせていただきます。

以上でございます。

#### ○堀内委員長

ありがとうございました。

それでは質疑に移ります。御質問ございましょうか。

この件につきましては、数度にわたる教育委員会の定例会等でも各種議論を行ってきたところでございますので、特に御質問はないかと思えます。

ございませんでしたら、討論に入りたいと思えますがいかがでしょうか。御意見がありましたらどうぞ。

特に御意見ございませんか。

ーなしの声ありー

#### ○堀内委員長

それでは、討論を省略して採決を行います。

議案第57号、小平市立小平第六小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについて、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

#### ○堀内委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、教育長報告事項(10)及び(11)、並びに議案第58号から第65号まで、先ほど申しあげましたように、個人のプライバシー等を含んだ内容でございます。したがって、こちらにつきましては、非公開で審議をいたしたいと存じます。

採決は挙手で行います。

お諮りいたします。ただいま申しあげました議案等につきまして、非公開で取り扱うことに賛成の方は挙手をお願いいたします。



－賛成者挙手－

○堀内委員長

挙手全員でございます。賛成の方が3分の2以上でございますので、非公開と決定いたします。

関係者以外の方は、御退席をお願いいたします。

ここで休憩をいたしたいと思います。ただいまの時刻は15時25分でしょうか。それでは15時40分まで休憩といたします。

午後3時25分 休憩